

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3221号)

令和7年6月19日

横 情 審 答 申 第 3221 号

令 和 7 年 6 月 19 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和4年10月5日教北指第339号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者本人に係る横浜市立特定小学校の横浜市小学校児童指導要録」の
個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「請求者本人に係る横浜市立特定小学校の横浜市小学校児童指導要録」の保有個人情報に非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月1日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件本人開示請求及び本件審査請求は、親権者である法定代理人（以下「本件代理人」という。）が本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に代わって請求したものであるが、本件保有個人情報を開示することについての確認書（以下「本件確認書」という。）を送付し本件児童の意思を確認したところ、直筆により非開示を希望する旨を記載して回答したため、本件児童と本件代理人の利益が相反している。本件保有個人情報は、本件児童の生活と密接に関わる情報であり、その意思に反して開示することは、本件児童の安心できる生活を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分においては、本件児童と本件代理人の利益が相反しているとされているが、面会交流審判においては、本件代理人が近況を知ることが本件児童の最善の利益であると判断されている。
- (2) 本件処分時において本件児童は12歳であり、一般的に、本人と本件代理人の利益

が相反しているかどうかを適切に判断する能力は認められない。

- (3) 本件児童は、12歳という年齢からみて、同居している親権者の意思に反した行為をすることが困難であることは明らかであり、本件確認書の記載者や取得方法によっては、記載された内容は本件児童の真意でない可能性が高い。
- (4) 以上のことから、本件処分は、判断の基礎となる重要な事実を欠き、裁量権の逸脱濫用に該当し違法である。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 横浜市小学校児童指導要録に係る事務について

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条第1項では、校長に指導要録の作成を義務付けている。また、同規則第28条第1項においても、学校において備えなければならない表簿の一つとされている。その様式は、実施機関が決定している。

- (3) 本件保有個人情報について

ア 本件児童に係る横浜市立特定小学校の横浜市小学校児童指導要録である。

指導要録には、各教科の学習の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項等が記載されている。

イ 当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

- (4) 旧条例第22条第2号該当性について

ア 旧条例第22条第2号では、「本人開示請求者・・・の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」については、開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会が本件確認書を確認したところ、本件児童の直筆により、指導要録の様式に記載のある全ての項目について、審査請求人に知られたくないと回答していることが認められた。

ウ 審査請求人は、本件児童は本件代理人と利益が相反しているかどうかを適切に判断できず、本件確認書に記載された内容は真意ではない可能性が高いと主張し

ている。

この点について実施機関に確認したところ、本件保有個人情報、小学校での生活の記録等の本人の日常生活と密接に関わる情報であり、これは12歳の本件児童が開示・不開示の判断を十分にできる性質の情報であるとの説明があった。

エ 確かに指導要録には、本件児童の授業中の言動といった小学校での生活や学習の様子が具体的に記載されており、本件児童にとっては学校生活という身近な日常生活に係る内容であるといえる。そのため、本件児童が十分に判断できる情報だという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

オ これらのことから、本件保有個人情報を開示することは本件児童の意思に反することになるのみならず、本件児童が安心できる生活を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年10月5日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年11月10日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和7年3月21日 (第313回第三部会)	・審議
令和7年4月17日 (第314回第三部会)	・審議
令和7年5月15日 (第315回第三部会)	・審議